

## 信濃史学会

### 第八九回セミナー開催のお知らせ

左記の要領でセミナーを開催します。現在本会編者による『長野県民の戦後六〇年史』の刊行が準備されています。その執筆の方々から調査研究の過程でみえてきた長野県の戦後史の課題について発表していただきます。ふるってご参加下さい。会員以外の方の聴講も歓迎します。

一、日時 平成一九年九月三〇日(日)

一三時三〇分～一六時〇〇分

一、場所 長野市鶴賀問御所町一二七一の三

長野市生涯学習センター

TOIGOWEST 3階 第5学習室

TEL〇二六(二三三) 八〇八〇

\*JR長野駅から徒歩約一〇分またはバス

(昭和通り下車すぐ)

駐車場 昭和通りをはさんだ南側(有料)

(会場案内図は八月号会告をご覧ください)

一、内容

〈テーマ〉 長野県の戦後史の課題

・『長野県民の戦後六〇年史』編纂のなかから

〈戦後史の課題へのアプローチ〉 丸山文雄氏

・高度成長の功罪と課題

小平千文氏

・長野県下の一九七〇年～一九九〇年代にかけての

住民・市民運動の高揚とその特徴 山口通之氏

・バブル崩壊後大変革期を通してみえてきた

二一世紀の長野県 新津新生氏

一、連絡先 信濃史学会事業部 原 良通

TEL〇二六(二四四) 八四八七

### 平成一九年度秋季例会開催のお知らせ

左記のように秋季例会を開催します。フィールドワークと上伊那地域の研究交流を行います。ふるってご参加ください。(詳細次号)

一、日時 平成一九年十一月十七日(土)

一三時〇〇分～一六時〇〇分

一、集合場所 伊那市高遠町文化センター

一、内容 「上伊那郷土研究交流の集い」に学ぶ

高遠のフィールドワークと研究交流への参加

一、連絡先 信濃史学会事業部 山口 通之

TEL〇二六五(七三三) 五五三八

信濃史学会

## 論文

### 戦国期信濃海津城代春日虎綱の考察

はじめに

戦国期の甲斐武田氏の譜代家老衆の一人であり、信濃海津城代であった春日虎綱に関しては、その系譜をはじめとして武田氏家臣化の経過、信濃香坂氏との関係、海津城代となつて以後の家臣団上での位置づけ、さらには城代としての支配領域の支配の実態についても、まだ不明確な点が多く残されている。

人名辞典などによってある程度の経歴は明らかになってきているが、それも武田氏関係の兵法書としての『甲陽軍鑑』(以下『軍鑑』と略称)に依拠している部分が多く、まだ検討の余地が多く残っている。例えば系譜にしても、甲斐国石和郷の百姓春日大隅の子とする点や、信濃更級郡の領主であった香坂家を継承して香坂姓を称したというが、その時期や経

過は明瞭でなく、一般では『軍鑑』のいう永禄四年(一五六一)の香坂氏の謀反を契機として本家が取りつぶされ、春日虎綱が信玄の命によってそれを継承したとされているもののほかにも、後述するようにいくつかの説がみられる。またその主要因になったと思われる川中島地域での海津城の構築時期や、虎綱が城代として入城した時期についても明確ではなく、さらに永禄四年九月の川中島の戦い後の海津城代としての領域支配に関しても、後述するように試論はいくつか提示されているが、その是非や具体相に関しては検討の余地が残されている。

研究史としては、小林計一郎氏のものが嚆矢であろう。これは『軍鑑』の記述をもとに、春日源五郎の名で信玄の寵童として出仕した経過を述べ、有名な信玄のラブレターとして、春日源助宛の年未詳七月五日付けの武田晴信誓詞(東京大学

柴 辻 俊 六

史料編纂所蔵)を紹介検討している。源助は源五郎の初名であるといい、この誓詞は天文五年(一五三六)から同十年の間のものであるという。つまり家督相続直前頃のものとの推定であるが、現在では多くが同十五年と推定している。

ついで『軍鑑』が春日源五郎の立身を記述した部分を紹介し、諸傍輩に悪くいわれながらも信玄に重用され、同心四百五十騎を与えられて海津城を預かり、越後上杉氏の押さえを任されていたという。その経歴としての、天文二十一年(一五五二)に土大将、同二十二年に小諸城代、弘治二年(一五五〇)に海津城代、永禄四年に高坂氏を嗣ぎ、天正六年(一五七八)に死去したという点については、同時代史料からもほぼ確認できるとしている。小林氏は初めて関連文書二十点を示し、高坂改名期は海津城代となった永禄二年から同六年頃までとし、高坂氏は佐久郡香坂郷が出自であるから香坂が正しく、この時期には更級郡の牧之島城を根拠地としていたという。ただしその実名として『軍鑑』のいう昌信が正しいという点は、現在では虎綱が定説になっている。関連文書も個々に解釈して位置づけているが、この部分に関しては、後述するようにその後の研究によって淘汰されている。

次に服部治則氏の成果があげられる。<sup>2)</sup>これは海津城の二の曲輪を守った小幡一族ほかを考証した論考であるが、その中で春日虎綱にも詳しく言及している。やはり『軍鑑』を基調

にしており、天文二十二年には海津城が築かれ、当初は小山田備中守昌行が入り、弘治二年に近くに尼飾城ができると、海津城から小山田氏を移し、海津城へは小諸城から春日弾正を移し、春日の希望で二の曲輪に足軽大将の小幡山城守を入れたという。春日虎綱の経歴としては、前述したほかに、天文十一年に近習衆となり、使番をへて同二十一年に土大将に抜擢されたという。ついで服部氏は春日氏関連の文書二十七点を挙げ、『軍鑑』の表記する高坂氏は香坂でなければならぬこと、永禄二年から同九年頃まで香坂姓を称すが、以後、春日姓に復し、没時の天正六年まで海津城将であったという。関連文書の大部分は川中島地方に関するものであって、ほかには越後方面軍司令官として西上野に関するものもあるとしている。ただし個々の文書についての考察は省略されている。

以上の二つの論考を継承して発展させたのが平山優氏であって、<sup>3)</sup>ここでは偽文書を除いて三十点の関連文書を出し、個々の内容を検討しながら、春日虎綱の海津城代・川中島三郡の郡代としての地域支配の状況や、武田氏との関係の問題にしている。具体的には本論の中で言及していくが、それとは別に『高白斎記』によって、信濃の香坂氏が武田氏に従属した年を、天文二十二年四月とし、また『高野山武田家過去帳』をもとに、虎綱は弘治二年にはすでに香坂氏を称していたともいう。しかしこの点には問題があり、「過去帳」を根拠と

するのは問題が残る。さらに付録として作成した三十点の関連文書表は大変有益であるが、その後の『戦国遺文』武田氏編(以下、『遺文』と略称)の完了によって、無年号文書の年次比定の修正と、偽文書を除いて新たに八点の追加が確認される。<sup>4)</sup>

平山氏の論考に触発されて、私も小論をまとめている。<sup>5)</sup>武田領の諸領主を問題にした中で、春日虎綱の海津城代としての支配の実態を問題にしたものであるが、それに対して、丸島和洋氏は春日虎綱と同列の武田家臣として、同様の主要城領の城代である諏訪城代板垣氏・伊那郡代秋山虎繁・箕輪城代内藤昌秀らはかを取り上げ、これら城代は地域の行政支配権も与えられていた「郡司」<sup>6)</sup>郡代でもあったとしている。<sup>6)</sup>この点も春日氏の性格や位置づけに関わってくる問題なので詳しくは後述したい。

## 一、春日虎綱の系譜

系譜に関しては、まず石和の百姓春日大隅の子という点<sup>7)</sup>が気になる。現地には春日という地名はないが、『甲斐国志』(古跡部)によると、古くは春日部氏の流れをくむ春日播磨の記載がみられ、江戸末期には石和の広岡に春日屋敷跡という方六十間ほどの土塁跡が存在したという。現地にはそれ以上の記録や文献はみられず、ほかにこの期の武田氏関係文書の

中に春日姓の者が若干みられるが、それらはすべて虎綱の子孫か、信濃佐久郡春日郷を出自とする別系の信濃春日氏である。<sup>8)</sup>

ここでは通説となっている、永禄四年(一五六一)九月の川中島合戦を契機として信濃香坂家を継承したとの説を前提として、それ以前の虎綱についてその動向を整理しておきたい。まずその初見文書とされる春日源助宛の晴信誓詞(『遺文』二〇四号)であるが、近年、その宛名の「春日」はスリ消した後に書き直したとの指摘がされているほか、内容の解釈についても新見解が示されている。<sup>9)</sup>内容の解釈はともかくとして、本来の宛名が「源助」のみとすると、これが春日虎綱をさすか否かが問題となる。これに関連してこの誓詞の年代推定も問題となる。天文十五年説が多いようであるが、虎綱が大永七年(一五二七)生まれとの説によると、<sup>8)</sup>この年には二十歳となる。天文十一年に春日源五郎が父の遺領をめぐる訴訟を機に信玄に出仕したといひ、前述したように、奥近習をへて同十九年には使番となり、同二十一年には侍大将に抜擢されたのを期に弾正虎綱と改めたというのが通説になっている。<sup>9)</sup>『軍鑑』では源五郎の称のみであり、それをこの文書の源助と同一人としたのであるが、その根拠は希薄である。まだ別人の可能性も残っている。

『軍鑑』では、ついで天文二十二年に小諸城将となり、弘

治二年（一五五〇）に海津城將に転じたとするが、小諸城が武田氏に摂取されたのは天文二十三年との記録があるので、この点も不確かである（『勝山記』）。確実な文書で虎綱の名が見られるのは、先学が指摘しているとおり、永禄二年十一月二十日付けの屋代政国宛の信玄判物であり、そこでの表記はすでに「香坂彈正左衛門尉」となっている（『遺文』六六六号）。ほぼ同時期と思われる、年末詳二月二十二日付けの寺尾刑部助宛の晴信感状でも同じ表記がされている（同六三三号）。

## 二、信濃香坂氏と春日虎綱の入嗣

信濃香坂氏は、佐久郡香坂郷（佐久市）を本貫とする滋野一族望月系氏族であり、鎌倉期の文応元年（一二六〇）に香坂宗清が更級郡に牧を与えられて進出したという。南北朝期には南朝方としてその名が頻繁にみられ、建武二年（一三三五）の「中先代の乱」では、香坂小太郎入道寛心がこれに呼応して更級郡の牧場で挙兵したという。さらに興国二年（一三四一）には、香坂高宗が南朝の宗良親王を奉じて伊那郡大河原に移ったといい、その後の文和元年（一三五一）の武蔵野合戦でも、新田方の一員として香坂氏の名がみえている。これらによると香坂氏が佐久郡から更級郡牧島城へ移った時期は早く、その一族が伊那郡にも進出していたことが明らかである。

応永七年（一四〇〇）の反守護蜂起である「大塔合戦」では、國人連合方の一人として香坂左馬入道宗継の名がみえている。しかしその後の嘉吉元年（一四四一）の「結城合戦」では、守護小笠原政康に従って香坂氏も出陣している（『結城御陣帳』）。さらに文明九年（一四七七）、府中の小笠原長朝と伊那郡の小笠原政秀との守護家の内訌では、長朝が敗れて更級郡牧の島城の香坂氏を頼っている。これによって香坂氏は府中小笠原氏の同心衆となり、天文十九年（一五五〇）以降、この地に進攻してきた武田氏と対決することとなる。

天文二十一年八月、信玄は安曇郡の小岩嶽城に逃れていた小笠原長時を攻めるが、その折に水内郡小川の大日方讃岐入道を調略している（『遺文』三六一号）。信玄は翌二十二年四月に村上義清の本拠の葛尾城を攻略しており、義清は八月には越後勢の援軍と共に旧地の巻き返しを図るが、九月二十日には再度敗れて越後へ逃亡している。この経過の中で村上氏配下にあった小泉・更級・埴科郡の領主・地侍の多くが信玄に帰属しており、香坂氏もこの時に信玄に帰属している。その状況を直接示す文書は残っていないが、その周辺の屋代・室賀・石川・麻績・青柳・清野・大岡氏らの動向をみれば明らかである。前述したように『高白斎記』では、それを同年四月のこととしており、八月、十月条にも香坂氏関連の記事がみられる。

次に問題となるのは、春日虎綱がその香坂家を継承した時期であるが、これについては、前述したように弘治二年・永禄二年・同四年説とがある。まず弘治二年説は、同年五月十二日付けで香坂越前守宛の竜朱印状で、埴科郡八郎丸郷内の定所務六十五貫文余を与えているから（『遺文』四九九号）、この時点での香坂氏追放と虎綱の香坂襲名は考えられない。『信州新町史』上巻では、この時に香坂氏は牧之島からこの埴科郡の地に移されたというが、これはその宛行内容や知行規模からみても加恩の性格のものであり、替地の宛行ではないと思われる。同年十二月二十四日付けの西条氏宛の竜朱印状によれば、晴信は犀川沿いの今里・原（千曲市）の宛行を望む西条氏に対して、香坂入道を通じてその地を領す小田切氏の調略中なので待つようにと伝えている（『遺文』五〇号）。これによればこの時点では香坂氏が武田方としてこの地域の反武田地侍の調略に一役かっており、この時期にはまだ春日虎綱の名はみられない。小田切氏は調略に应ぜず落合氏の拠る葛山城へ入ったので、翌弘治三年二月、晴信（以下、信玄と表記）は同城を攻略し、それが四月の上杉謙信の川中島出陣の一つの要因となっていたという点はすでに指摘されている。

永禄二年説は、前述した同年十一月二十日付けで屋代政国に宛てた知行安堵の信玄判物に、「猶香坂彈正左衛門尉、可

申上候」とあることによる（『遺文』六七六号）。他にも年末詳であるが、ほぼ同時期と推定される二月二十二日付けで寺尾刑部助に宛てた晴信感状に「香坂彈正左衛門尉、有談合」とみえており（同六三三号）、これらはその官途名と使者口上者から明らかに虎綱のことである。その契機が何であったのかは分からないが、すでに春日虎綱がこの時点で香坂姓を称している。しかし前出した香坂筑前守がその直後の永禄三年六月十五日付けの竜朱印状で、海津在城の重恩として三百貫文を与えられているから（同六九八号）、『軍鑑』のいうように、香坂氏の謀反があつて虎綱が香坂家を継承したのではないらしい。おそらく海野・望月氏の場合と同じく、香坂氏一族との婚姻関係によって信濃旧族の名跡を虎綱に継承させたものと思われる。これは虎綱の海津城入城と連動した措置かと推定される。従って永禄二年説を支持したい。

合わせて検討しておくと、虎綱の香坂彈正左衛門尉の称は先の二点のみであり、永禄六年六月十二日には香坂彈正（同八二五号）、同七年二月七日には香坂彈正忠とあり（同八六二号）、年末詳でもこの称が二通確認される（同三七四八・二九七三号）。それに対して春日彈正忠の初見は、永禄九年九月二日からであるから（同二〇二二号）、この間に春日姓へ復姓したといえる。しかしその理由は不明である。

## 三、海津築城と香坂虎綱

ついで問題となるのが、川中島での海津城の築城時期である。これにも天文二十二年、弘治二年、永禄二年、同三年などの説がみられる。まず天文二十二年説は、第一次とされる川中島の対戦にからめた説であるが、同年での村上氏との対抗経過から見てもこの説が成立する余地はない。弘治二年説も『軍鑑』での香坂虎綱の海津城代説を根拠としたものである。『信州新町史』上巻では、翌三年四月からの謙信の川中

島出陣の際に謙信が「香坂」を攻めた点とある点を、この地に香坂氏が信玄の命によって築城中であった海津城であるとしている。当時、海津城は新城につき城名がなく、城主の名をもって「香坂城」と称していたとする。しかもこの城は現在地での海津城ではなく、松代町太英寺と大林寺の間の地にあつたものともいう。この事実を確かめる根拠は乏しく、かりにこの時点で香坂城があつたとしてもそれは後の海津城とは別に考えるべきであろう。

しかも弘治二年のこの地域の状況をみていくと、同年八月二十五日付けで晴信が西条氏に与えた書状によると『遺文』五〇八号、「東条普請之儀愚入候」として、西条氏に東条城への着城を促しているから、これと至近距離の地に海津城の構築が進められていたとは考えにくい。西条氏は上杉方の尼

飾城主の東条氏に追われた清野勝照弟の信清が武田氏に従い、西条治部と改めたものとい<sup>10)</sup>、海津城はその清野氏屋敷地に構築されたというのが定説になっている。政治情勢としても善光寺周辺が上杉氏の勢力下にあつたこの時期に、この地に新城の構築は不可能であつたと思われる。武田方が善光寺平に進出するのは第三次といわれる、弘治三年四月以降の川中島対決以後のことである。

翌永禄元年（一五五八）四月に、水内郡小川の大日方氏に与えたこの地域の主要城郭の籠城在番衆を定めた竜朱印状によれば『遺文』五九二号、柏鉢城（小川村・東条城（松代町）・大岡城（大岡村）について、援軍として新たな在城衆を派遣しているが、そこには当然入るべき海津城の名はまだ見られない。

永禄三年説は、『埴科郡志』によると、この年十月に海津城が完成して、春日虎綱を城将とし百五十騎を附属させたといふものであるが、これも『軍鑑』によるものであろうか。前出した『信州新町史』も、明確な史料はないとしつつも、当時のこの地域の状況から見て、永禄三年築城が妥当としている。しかし前述した春日虎綱の香坂改姓時期とも関連して、ここでは永禄二年説をやや詳しく検討しておきたい。

従来の説明では、前年に信玄が信濃守護職を得て、積極的信濃併合を志したものととして、永禄元年八月の戸隠神社宛

での願文（同六〇二号）や、翌二年五月の松原神社宛て願文（同六六四号）、九月の下郷諏訪神社への願文（同六七〇号）の奉納などでみられるように、この段階で信濃攻略の決意を新たにし、その具体的な手段として海津城が築かれたのではと推定されている。直接的な史料ではないが、当時のこの地域の政治情勢からみても無理のない推定と思われ、あわせて前述したように、初めて改姓した香坂虎綱が十一月二十日に現地の屋代政国へ信玄の判物を取り次いでいることからみても、この時点での海津城の完成と虎綱の入城が実現していたものと思われる。しかしこの時点では、虎綱が城代であつたか、単なる在番衆の一人であつたのかはまだ検討の余地が残っている。

これを補足するものとして、永禄三年六月十五日付けの竜朱印状で、香坂越前守に「在城奉公」の重恩として横田（長野市南部）で三百貫文が宛行われているのは（同六九八号）、虎綱への与力衆として海津城へ入つたことに対する手当と思われる。因みに次に海津城の名がみられるのは、川中島決戦関係のものは別として、確実なところでは、永禄九年（一五六六）閏八月四日付けの小山田信茂の小佐野能秀宛の書状であり、海津への出陣から岡村（上田市）へ移動したことを知らせたものである（同二〇三三号）。

次に問題なのは、『軍鑑』のいう永禄四年九月十日の上杉

勢との大決戦前に、香坂氏が上杉方に組したために本宗家が処断されたという点であるが、その跡を虎綱が継いだという説は前述したように成立しないが、この時に一族間で分裂のあつたらしいことは、その後本拠である牧之島城に馬場信春が城代として入っていることや、上杉氏に従って越後へ移った香坂氏が存続していること、さらには年末評であるが、二月六日付けで香坂虎綱宛に「香坂図書助入質就預」、深志城より受け取るように指令されていることから（同三七四八号）、その可能性は大きいと思われる。こうした点や、武田氏による川中島地域の支配が具体的にになっていく状況などから、虎綱が実質的な海津城代となつたのは、その関係文書などからみて、第四次とされる永禄四年九月の川中島決戦後と思われる。

## 四、春日虎綱の「海津領」支配

平山優氏は「海津領」の実態やその範囲も明瞭ではないがとしつつ、海津城代が管轄した領域との意味であって「海津領」といい、その画期を永禄三年の海津築城から天正六年の虎綱の死去までと、それ以降から武田氏滅亡までの二期にわけて、その領域支配の状況を検討している<sup>11)</sup>。しかしほぼ同時期に発表した別の論考では、川中島四郡支配のうちの更級郡を除いた三郡を海津領とみており、その支配は虎綱が海津城

代となった時期より始められたとしている。具体的には、城代としての虎綱に、在城衆として寺尾・雨宮・須田・綿内（井上）・屋代・小田切・西条・栗田・山田氏らの水内・埴科・高井三郡内の国衆が附属させられて実現していたという。両論文は同一の、①虎綱関係文書表、②武田氏関連文書表によって所論を展開しているので、当然のことながら結論は同じものと思われる。「四郡支配」の方の論考では、更級郡域の複雑性を考慮して、これを海津領支配からは除外したものと思われる。

平山氏の結論は、武田氏の三郡支配は、城代（軍事指揮権）と郡代（現地支配執行担当）としての春日虎綱に一本化されて実現されていたという。しかし各郡には春日氏とは別の郡担当の奉者もあり、個別に春日氏の指揮権下に属さない国衆へ伝達していたとし、さらに勘定奉行などの武田家職掌による奉者もあるという。つまり海津領とされる三郡域内には武田氏よりの命令系統が三とありあったことになる。

本稿では、虎綱期に限定してその支配の状況を検討し、武田氏の領国支配上での城代の権限と位置づけを問題にしたいと思う。まず平山氏が主張するこの地域への武田氏の意志伝達命令は、主に虎綱を通じてか、彼を奉者とする奉書式竜朱印状によってなされていたという点であるが、永禄四年以降からの虎綱期にかぎってみても、氏の作表した②の武田氏関

係文書表によれば、ほぼ①の春日氏関係文書の宛名と同じ宛名のものに対して、①表以上の数量のものが②表の者にも出されている点が問題である。さらに奉書式竜朱印状がみられるようになる永禄九年以降の奉者としても、①の虎綱奉者のよりも②の他氏奉者扱いのものが多い点が問題である。要はその内容ということであろうが、例えば①での永禄九年九月二日に虎綱が奉じて高井郡の山田氏に与えた竜朱印状では『遺文』一〇二二号、大熊郷（中野市）の替地を別の三箇所（中野市）で宛行ったものであるが、同人領に対しては、永禄十一年九月十六日付けで土屋昌統を奉者とした高札が与えられている（同二二二二号）。つまり①表に見えるものも虎綱独自の判断による宛行ではなく、単に武田氏よりの取次を行っていたにすぎず、虎綱の独自支配を示すには、奉者とか文末に「口上」とかあるものは除いて、虎綱独自署名のものを示す必要がある。

そうした虎綱独自署名のものは、虎綱からの他国への外交書状を除けば、以下の二点が見られるのみである。一つは年末詳の四月二十二日付けの原昌胤宛の書状であり（同二九八八号）、これは前述した山田氏と須田氏との知行争論についての甲府への披露依頼状であって、虎綱に裁許権のないことを示すものではあっても、独自の領域支配権を示したものはない。もう一点は、永禄九年のものであり、

於其方御知行之山林木尺木等剪執候者、何時も以後可申  
届候、無其儀者、誰人參候共不可被剪候、恐々謹言、

丙寅

春彈

十月二十八日

虎綱 ママ

山田殿 参

これは虎綱の判物であり、虎綱の独自の領主権の発動とも

思えるが、この一点のみでは根拠が弱いと判断するほかはない。これは信玄からの結論を改めて伝達したにすぎない可能性も残っている。仮にこれを山田氏への虎綱の独自支配権を認めたとしても、同人宛には前述したように、他の案件に関しては別の奉者名で伝達されているのである。従ってこれらはすべて虎綱が城代としてその取次伝達に関与したものであり、山田氏は武田氏の直接支配を受けており、海津城代への与力同心衆としての扱いであったと思われる。これらをもって虎綱の郡代としての領域支配権までを想定するのは困難と思われる。

永禄六年六月十二日付けで井上氏に宛てられた信玄判物による知行宛行状がこの点を明確に物語っており（同八二五号）、高井郡の井上氏に対して虎綱の領域支配権があったとすれば、こうした知行宛行内容のものが、信玄から直接井上氏に出されている点が問題であり、虎綱は単に取次にすぎず、井上氏は甲府の直接支配を受けていたというべきであろう。つまり

城代は同心衆への取次権までであり、同様に領域支配に関しても、年末詳であるが、永禄九年以前と推定される五月二十七日付けの竜朱印状によって、井上氏の在所である井上庄宛に、諏訪社造宮に関して尋問のため甲府への参着を促したもののでも、虎綱は単に取次の奉者という位置づけである。以上のように、いずれの場合でも虎綱に領域支配権があったとは思われないのである。

また平山氏は、虎綱の管轄下に属している対象者への奉書式印判状の発給は、虎綱の奉書の存在を前提とし、それを保証する形で（武田氏が）発給するという形式を踏んでいたとか、また虎綱以外のものが奉者になって高井郡内の島津・大滝・原・夜交氏らに宛てたものは、海津領域外の者で、武田家直属の被官であるとしているが、虎綱奉書の存在例は示されておらず、同じ高井郡内の山田氏とその他の氏族とを、奉者の違いのみで区別するのは問題であると思う。これらは虎綱に「海津領」という領域支配権を認めようとしたことからくる根拠の薄い説といえる。

ついで虎綱が「海津領」以外の地域にも関与していた状況を見ておくと、当然のことながら永禄十年から同十三年にわたっての西上野への武田氏の進攻に関して、真田・瀬津・和田氏らと連繫して出陣しているものが多く見られ（同二〇五四・一五三二号ほか）、これらは海津城代としての軍事指揮権



とくに本稿で問題とした虎綱に関しては、前述したように川中島三郡支配の実態は希薄であり、単に在番衆への軍事指揮権と、城に附属している在城領の支配や治安維持、周辺大名・領主との外交交渉権が委任されていたにすぎず、基本的には城代領は直轄的支配地として、武田氏の領域支配権が機能していたものと思われる。

丸島氏はさらに最近、武田氏の領域支配に関連して、信玄近親者である武田一門衆の検討をされているが、従来の表記では「親族衆」であり、「門衆」と呼び替える積極的な根拠は何なのか、一門衆の大部分には領域支配が確認できないとするが、この点は従来も親族衆のすべてに独自の領域支配が認められるとはいっておらず、信玄の弟である信繁・信廉・信是・信実・信友に、明確な支城領支配（分郡領主）の実態がなかったことは確認されていた。それに対してその子である勝頼・盛信・信貞らには、それが確認されるという点は、ひとえに武田領国の拡大発展過程における段階差によるものであり、一門衆を信玄の兄弟以前のもものと限定すれば、丸島氏の指摘どおりでよいと思われるが、勝頼ほかの子も同列とみての立論は成立しないと思われる。この点は城代などの場合でも考慮する必要がある、時期的な発展段階差が重要な要因となっている。

註1 「高坂弾正考」『日本歴史』二四五号、一九六八年。

2 「近世初頭武士集団における親族関係（八）——海津城二の曲輪（その三）」『山梨大学教育学部研究報告』二三号、一九七二年。

3 「戦国大名武田氏の海津領支配について——城代春日虎綱の動向を中心に——」『甲斐路』八〇号、一九九四年。

4 追加文書『戦国遺文』武田氏編、以下『遺文』と略称する。

1. (年未詳) 2. 22 寺尾氏宛晴信書状(六三二号)

2. (年未詳) 2. 6 香坂虎綱宛竜玄印状(三七四八号)

3. 永禄七 2. 7 浦野氏宛信玄判物写(八六二号)

以上、香坂姓。

4. 永禄十 8. 7 屋代政国起請文(四二〇号)

5. (永禄十) 12. 24 信竜斎宛信玄書状(三四五号)

6. (永禄十三) 4. 3 和田氏宛信玄書状(一五三一号)

7. (年未詳) 8. 3 春日虎綱宛信玄書状(二〇八九号)

8. (年未詳) 9. 13 春日虎綱宛信玄書状(二〇三三)

以上、春日姓。

年代推定の変更(平山氏論文の表一のNo.)

1. No. 17 (元亀三) 3. 6 は、永禄十年

2. No. 19 (天正四) 1. 6 は、天正二年

3. No. 22 (天正五) 5. 27 は、永禄四・八年

5 「領国諸城と領域支配」『戦国期武田氏領の展開』収録、二〇〇一年。

6 「戦国大名武田氏の領域支配と郡司——信濃国諏方郡支配を

事例として」『史学』七五巻二・三号、二〇〇七年。

7 「武田信玄の自筆文書をめぐって」『山梨県史研究』二二

号、二〇〇四年。

8 「戦国人名辞典」(平山優、二〇〇六年)では、天正六年に

五二歳没とのことで、大永七年生まれとしている。

9 「信州新町史」上巻(信州新町教育委員会、一九七九年)

のほか、『更級郡誌』(更級郡役所、一九九四年)では、香坂

氏略系図を載せており、戦国期の当主として宗重の注記に

「弾正入道寛法、永禄五年被誅、天文・永禄中人」とみえて

いる。

10 「埴科郡志」(埴科郡役所、一九一〇年)。

(しばしば「しんろく」東京都練馬区関町北二四七二)

11 『更埴市史』第二巻(一九九四年)。

12 平山註3論文。

13 「戦国大名武田氏の領域支配機構の形成と展開——川中島四

郡支配を事例として——」『山梨県史研究』二二、一九九四年。

14 丸島註6論文。

15 「戦国大名武田氏の一門と領域支配」『戦国史研究』五三

号、二〇〇七年。

(二〇〇七年五月記)

## 雑誌関係要目(一)

続日本紀研究(三六八) 続日本紀研究会

「東大寺領越前国足羽郡道守村開田地図」

の成立……………奥野 中彦

△史料紹介▽

『僧綱補任』の校訂の追加……………湊 敏郎

三善清行『善家秘記』注解(その二)

……………怪異史料研究会

文研会紀要(一八)

愛知学院大学大学院文学研究科文研会

史学(七六一)

中世後期における朝廷・公家社会秩序維

持のコストについて——拝賀儀礼の分析と

……………三田史学会

……………三上喜孝著『日本古代の貨幣と社会』

……………河内将芳著『中世京都の都市と宗教』

朝儀の経済構造……………桃崎有一郎

新田九子船の抵抗比較……………模倣による航行

実験にもとづいて……………牧野 久美

……………梅田 直哉

……………牧 敦生

△資料報告▽

慶応義塾大学所蔵の土偶について

——茨城県内出土資料の紹介……………武内 博志

史学雑誌(一一六)……………石原比伊呂

△書評▽

三上喜孝著『日本古代の貨幣と社会』

……………黒田 洋子

……………河内将芳著『中世京都の都市と宗教』

……………三上喜孝著『日本古代の貨幣と社会』

……………河内将芳著『中世京都の都市と宗教』

……………三枝 暁子

……………歴史科学協議会

△特集・中近世非暴力運動の可能性▽

百姓一揆と暴力……………保坂 智

中世民衆運動から百姓一揆へ……………稲葉 悠陽

訴の時代……………八鍬 友広

中世における戦争と平和……………細川 涼一

潜伏という宗教運動……………大橋 幸泰

日本歴史(七二)……………日本歴史学会

中世大和の寺院における罪科決定解除手

続き……………小野 崇

東北の馬にみる江戸幕府御用馬購入策の

変遷……………兼平 賢治

……………張紙直段と浅草蔵米相場……………中小路 純

……………張紙直段と浅草蔵米相場……………中小路 純